

とっとり麒麟地域活性化プラットフォーム設置要綱

(設置の目的)

第1条 鳥取県東部及び兵庫県北西部を中心とする地域（以下「麒麟地域」という。）に位置する公立鳥取環境大学、自治体、協同組合及び経済団体等（以下「大学等」という。）が、より一層連携を深め、一体となって地域の活性化及び発展を図るため、その活動の舞台となる「とっとり麒麟地域活性化プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）を設置する。

(活動)

第2条 大学等は一致協力して、次の事項に取り組む。

- (1) 麒麟地域活性化のための新たな発想に基づくアイデアの提案（芽出し）
- (2) (1) で提案されたアイデアに対する実現の可能性、継続性及び発展性の検討（見立て）
- (3) (2) で検討されたアイデアの具現化に必要な支援（関係機関及び地元との調整等）
- (4) 具現化した取組の進行管理、評価及び新たな取組への挑戦
- (5) 取組結果（成功事例・失敗事例等）の情報共有及び取組の情報発信
- (6) 地域社会の活性化及び発展に寄与する学生や地域住民等の育成及び支援
- (7) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 プラットフォームは、次に掲げる大学等をもって組織する。

- (1) 鳥取市
- (2) 岩美町
- (3) 若桜町
- (4) 智頭町
- (5) 八頭町
- (6) 新温泉町
- (7) 香美町
- (8) 鳥取県東部地域振興事務所
- (9) 鳥取県東部広域行政管理組合
- (10) 鳥取商工会議所
- (11) 鳥取県商工会連合会
- (12) 鳥取県中小企業団体中央会
- (13) 一般社団法人 鳥取青年会議所

- (14) 鳥取いなば農業協同組合
- (15) 鳥取県東部森林組合
- (16) 智頭町森林組合
- (17) 八頭中央森林組合
- (18) 鳥取県漁業協同組合
- (19) 鳥取県畜産農業協同組合
- (20) 社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会
- (21) 特定非営利活動法人 bankup
- (22) 公立鳥取環境大学

2 プラットフォームの代表として会長を置き、公立鳥取環境大学副学長をもって充てる。

(地域連携推進会議)

第4条 第2条に掲げる取組を円滑に推進するため、プラットフォームに地域連携推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議の議長は、公立鳥取環境大学地域イノベーション研究センター長とする。
- 3 副議長は、公立鳥取環境大学地域イノベーション研究センター地域連携コーディネーターとし、議長を補佐するとともに、議長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 推進会議の構成員は、第3条第1項に掲げる各組織から選出された者とする。
- 5 議長は、必要に応じて、専門的知識を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 6 推進会議において具現化された取組については、速やかに実施できるよう、関係組織が十分に連携を図るものとする。

(事務局)

第5条 プラットフォームの事務局は、公立鳥取環境大学地域イノベーション研究センターに置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月8日から施行する。